

答弁書第一一号

内閣参質一〇八第一一号

昭和六十二年四月七日

内閣総理大臣 中曾根 康弘

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員諫山博君提出違法・不公正な同和行政の是正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員諫山博君提出違法・不公正な同和行政の是正に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の中間市監査委員の勧告に係る住宅新築資金等の貸付けについては、中間市において長期滞納者に対し割賦金の支払いを求める訴訟を提起する等の措置を講じていると聞いています。国においても、住宅新築資金等の不適正な貸付けについては、所要の是正措置を講ずるよう指導しているところである。

二について

地方公共団体における行政の主体性の確立については、地域改善対策協議会意見具申の趣旨を踏まえ、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行通知等をもつて地方公共団体に対し民間運動団体との適切な関係を確立する等の指導及び助言を行つたと

ころである。

三について

住宅新築資金等貸付事業の執行に当たつて、一部に不適正な貸付けが行われた事例が見受けられたことから、通達等をもつて関係地方公共団体に対し強く指導を行つてきたところであり、今後とも事業の適正な執行に一層努めてまいりたい。

四について

同和教育の推進に当たつて、同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、教育の中立性が守られるよう福岡県教育委員会を通じて指導を行つているところであり、御指摘の事例については、漸次状況の改善が図られつつあるところである。